

## 寒川町審議会等の会議の公開に関する事務要領（素案）

（趣旨）

第1条 この要領は、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則（平成〇〇年寒川町規則第〇〇号。以下「規則」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議開催の事前公表内容等）

第2条 規則第5条の規定による会議公開の事前公表は、次に掲げる事項について、広報への掲載、町ホームページへの掲載、町公共施設への掲示により、原則として開催日の2週間前までに行うものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別及び非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）
- (6) 傍聴定員数
- (7) 傍聴手続に係る事項
- (8) 問合せ先

公開・非公開にかかわらず、会議を開催すること自体の周知について、その方法や内容を定めている。

できる限りの方法で周知を図ることとするが、広報への掲載は締切日との兼ね合いもあるので、広報主管課と調整して掲載できるものに限られる。町ホームページへは、開催が決定次第、直ちに掲載するように努め、遅くとも開催日の2週間前までには掲載する。その他に、「開催のお知らせ」を次項に規定する町公共施設に掲示することとする。

「開催のお知らせ」は、本項各号に定める事項を記載したもので、様式は別途定めることとする。「(7)傍聴手続に係る事項」については、次条で定める申込方法や傍聴定数を超えた場合の取扱い等を記載するものである。

- 2 前項及び第5条第3項に規定する町公共施設は、寒川町役場、寒川町公民館、寒川町民センター、寒川町北部公民館、寒川町南部公民館、寒川町健康管理センター、寒川総合体育館、寒川総合図書館及び町長が特に必要と認める施設とする。
- 3 規則第5条第1項ただし書きの規定により会議の開催について事前公表しなかった場合は、事後においてその理由を公表するものとする。
- 4 審議会等を所管する課等の長は、第1項及び前項による公表の内容について、公表と同時期に町民課長へ通知するものとする。

(傍聴の手續及び傍聴者の遵守事項)

第3条 規則第6条の規定による会議の傍聴の申込方法は、当日受付とする。ただし、申込者数が傍聴定数を超える場合は、抽選とする。

2 傍聴者は、次に掲げる遵守事項を守り、審議会等の長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 傍聴者記名票を提出する。
- (2) 議事に対して発言、挙手、拍手等の行為をしない。
- (3) 飲食をしない。
- (4) はちまき、たすき等の恣意的行為をしない。
- (5) 許可を得ずに撮影又は録音をしない。ただし、審議会等の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会議の妨害となる行為をしない。
- (7) 審議会等の長の指示に従う。

3 審議会等の長は、会場の秩序維持のため、必要と認める場合には、傍聴者に退席を命ずることができる。

(議事録の記載内容等)

第4条 規則第8条に規定する議事録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者名、欠席者名及び傍聴人数
- (5) 議題
- (6) 決定事項
- (7) 公開・非公開の別及び非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）
- (8) 議事の経過
- (9) 配付資料

2 議事録の確定は、各審議会等において速やかに行うものとし、その方法は、会議ごとに指名される議事録署名委員による確認及び署名によるものとする。

3 確定した議事録の写しは、次に掲げる場所へ備え置く方法及び町ホームページへ掲載する方法により速やかに公表し、当該審議会等の会議開催日の属する年度の翌年度末まで町民の閲覧に供するものとする。

- (1) 寒川町役場情報公開コーナー及び当該審議会等を所管する課等
- (2) 寒川町公民館
- (3) 寒川町北部公民館
- (4) 寒川町南部公民館

4 前項の規定にかかわらず、町ホームページへの議事録の掲載は、サーバーの容量等、技術的に許容される期間中は継続するものとする。

(運用状況の報告等)

第5条 規則第9条第1項に規定する運用状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 公開した会議の名称、開催回数、会議毎の傍聴申込者数及び傍聴人数
- (2) 非公開とした会議の名称及び開催回数
- (3) 規則第5条第1項ただし書きの規定により開催について事前公表しなかった会議の名称及び開催回数
- (4) 規則第10条の規定により法令に定める手続に従って公開した会議の名称、開催回数、会議毎の傍聴申込者数及び傍聴人数

2 同条第2項に規定する運用状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 公開した会議の名称、開催回数、会議毎の傍聴申込者数、会議毎の傍聴人数及び会議を所管する課等の名称
- (2) 非公開とした会議の名称、開催回数及び会議を所管する課等の名称
- (3) 規則第5条第1項ただし書きの規定により開催について事前公表しなかった会議の名称、開催回数及び会議を所管する課等の名称
- (4) 規則第10条の規定により法令に定める手続に従って公開した会議の名称、開催回数、会議毎の傍聴申込者数、会議毎の傍聴人数及び会議を所管する課等の名称

3 前項に規定する公表は、広報への掲載、町ホームページへの掲載及び町公共施設への掲示により行うものとする。この場合において、町ホームページへの掲載及び町公共施設への掲示の期間は、公表した日の属する年度末までとする。

4 前項の規定にかかわらず、町ホームページへの掲載による公表は、サーバーの容量等、技術的に許容される期間中は継続するものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。